

地質分析（濃度）結果証明書

年 月 日

様

発行番号

分析機関名

代 表 者

㊞

所 在 地

電話番号

計量証明事業者の登録番号

環境計量士

㊞

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。（検体区分・番号）

計量の対象		単位	測定値	定量 下限値	基準値	測 定 方 法					
カドミウム		mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0102 55に定める方法					
全シアン		mg/ℓ			不 検 出	日本産業規格K0102 38に定める方法(38.1.1に定める方法を除く。)					
有機燐		mg/ℓ			不 検 出	昭和49年環告第64号(以下「昭和49年告示」という。)付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法)					
鉛		mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0102 54に定める方法					
六価クロム		mg/ℓ			0.05	日本産業規格K0102 65.2に定める方法					
砒(ひ)素		mg/ℓ			0.01	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K0102 61に定める方法					
総水銀		mg/ℓ			0.0005	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。)付表2に掲げる方法					
アルキル水銀		mg/ℓ			不 検 出	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法					
P C B		mg/ℓ			不 検 出	昭和46年告示付表4に掲げる方法					
ジクロロメタン		mg/ℓ			0.02	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法					
四塩化炭素		mg/ℓ			0.002	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法					
クロロエチレン		mg/ℓ			0.002	平成9年環告第10号付表に掲げる方法					
1,2-ジクロロエタン		mg/ℓ			0.004	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法					
1,1-ジクロロエチレン		mg/ℓ			0.1	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法					
1,2-ジクロロエチレン		mg/ℓ			0.04	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法					
1,1,1-トリクロロエタン		mg/ℓ			1	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法					
1,1,2-トリクロロエタン		mg/ℓ			0.006	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法					
トリクロロエチレン		mg/ℓ			0.03	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法					
テトラクロロエチレン		mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法					
1,3-ジクロロプロペン		mg/ℓ			0.002	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法					
チウラム		mg/ℓ			0.006	昭和46年告示付表5に掲げる方法					
シマジン		mg/ℓ			0.003	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法					
チオベンカルブ		mg/ℓ			0.02	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法					
ベンゼン		mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法					
セレン		mg/ℓ			0.01	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法					
ふっ素		mg/ℓ			0.8	日本産業規格K0102の34.1 34.4に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1c)(注(2)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年告示付表7に掲げる方法					
ほう素		mg/ℓ			1	日本産業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法					
1,4-ジオキサン		mg/ℓ			0.05	昭和46年告示付表8に掲げる方法					
農用地田 に限る	砒素	mg/kg			15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法		含有 試験			
	銅	mg/kg			125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に規定する方法					
検体の性状		形 状				色		におい			
備考	発生場所： 工事名： 発生事業者名：										

* 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び

* 事業者の所在地：